

はり、きゅう

あんま・マッサージ

柔道整復



の施術を受けられる方へ

- こんな場合には健康保険が使えます -



はりきゅう



- 神経痛
 - リウマチ
 - 腰痛症
 - 頸椎ねんご後遺症
 - 五十肩
 - 頸腕症候群
- などの慢性的な痛みの緩和

※医師の同意が必要です

あんま・ マッサージ



- 筋麻痺・関節拘縮等
- であって、医療上マッサージを必要とする症例

※医師の同意が必要です

柔道整復



- 骨折、脱臼、
- ねんざ、打撲(肉ばなれを含む)

※負傷原因がはっきりしているもの
※骨折、脱臼の場合は、応急手当を除き、医師の同意が必要です

※いずれも、疲労回復、慰安目的には使えません!

施術を受ける時は、ここに注意!

はりきゅう・柔道整復施術については
病気の治療と重複はできません。

同一の傷病について、同時期に医療機関の治療と上記の施術を重複して受けた場合は、原則として上記の施術料は保険適用外となります。
※医師から薬やシップ剤などを処方された場合も、治療行為となり上記の施術料は保険適用外となります。

療養費支給申請書は
自署(サイン)をしてください。

療養費支給申請書は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療保険に請求し支払いを受けるために必要な書類です。

負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、ご自身で署名をお願いします。

領収書は必ずもらいましょう。

領収書を必ずもらい、金額が問題ないか確認しましょう。
医療費控除を受ける場合にも必要ですので大切に保管してください。

同一疾患による、はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業と療養費との併用は認められません。

〔 施術を受けた後は 〕

施術のあとは、必ず領収書と宮崎県後期高齢者医療広域連合から届く「医療給付支給決定通知書(ハガキ)」に書かれている診療日数や金額を確認しましょう。

ハガキの診療日数・金額が
領収書の診療日数・金額より
多い場合は、宮崎県後期高齢者医療
広域連合までご連絡ください。

不適切な申請(施術回数の水増しや
申請書の偽造等)とならないよう、
必ずご自身で確認をお願いします。

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

☎ 0985-62-0921

詳しい情報はホームページでも
ご確認いただけます。

宮崎県 後期高齢者 | 検索



宮崎県内にお住まいの

75歳以上の方

+ 一定の障がいがある65歳から74歳の方
※申請して広域連合から認定を受ける必要があります。

とご家族の方へ

「宮崎県後期高齢者医療広域連合」からのお知らせです

宮崎県後期高齢者医療広域連合
シンボルキャラクター
ふくろうの「ほうほう」



令和8年度
「ほうほう」
通信



あなたの健康のために



健康診査 を受けましょう



1年に1回受けられる
健康診査。無料で
受けられるのでおすすめじゃ

日時

受診
場所

申込
方法

は、

お住まいの市町村の窓口へ
お問い合わせください

健康の保持増進、生活習慣病の重症化予防を目的として健康診査を実施しています。毎日を元気で快適に暮らしていくために、年1回の健康診査で、身体の状態を確認しましょう!



療養費の適正化のために お願い



健康保険の療養費は、あなた、そして、健康保険に加入されている皆様からの大切な保険料から支払われます。

施術所等で健康保険を利用する際は、どのような内容の施術で健康保険が使えるのかを確認し、理解したうえで施術を受けるようにしましょう。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

☎ 0985-62-0921

宮崎県 後期高齢者

検索

医療機関・薬局の受付の際には、**保険証** として **マイナンバーカードの利用** をご検討ください。



病院の声

飲んでいる薬が事前にわかったので、
緊急手術の準備ができました。



病院の声

正確な情報は医療に必須なので、
役立ちます。



マイナ保険証には
様々なメリットが
あります！

令和6年12月以降、被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証
利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みとなりました。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やマイナポータルで利用登録
できます。

詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー
総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178**
(平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30)



令和8年度の**保険料計算**について



子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度より **保険料の年額** は、
従来の **医療保険料分**（以下「**医療分**」という）と
子ども・子育て支援金分（以下「**子ども分**」という）の合計となります。

「**医療分**」、「**子ども分**」の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「**均等割額**」と所得に応じて
賦課する「**所得割額**」の合計です。なお、保険料は個人単位で計算されます。

保険料(年額)

医療分と子ども分の合計

医療分

子ども分

医療分※1

均等割額(医療分)と
所得割額(医療分)の合計

均等割額「医療分」

(被保険者全員が負担)

56,300円

世帯の所得に応じて
軽減があります。

所得割額「医療分」

(所得に応じて負担)

(総所得金額等 - 基礎控除額※3)
所得割率 **10.08%**

子ども分※2

均等割額(子ども分)と
所得割額(子ども分)の合計

均等割額「子ども分」

(被保険者全員が負担)

1,356円

世帯の所得に応じて
軽減があります。

所得割額「子ども分」

(所得に応じて負担)

(総所得金額等 - 基礎控除額※3)
所得割率 **0.25%**

※1 「医療分」の賦課限度額は **85万円**です。

※2 「子ども分」の賦課限度額は **2.1万円**です。

※3 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

均等割額の軽減措置（令和8年度）

対象者の所得要件（世帯主 及び 世帯の被保険者全員の軽減判定所得※4の合計額）

43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 以下

均等割の
軽減割合

7割※5

43万円 + 31万円 × (被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 以下

5割

43万円 + 57万円 × (被保険者数) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 以下

2割

※4 65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大15万円が控除されます。

※5 令和8・9年度に限り、医療分は7.2割軽減となります。

●給与所得者等とは、給与または年金所得がある対象者です。

保険料の納め方

年金からの天引きによる特別徴収（**偶数月、年6回**）と、口座振替等による普通徴収（**7月から2月までの
毎月、年8回**）があります。年金の額等でどちらかに決まりますが、特別徴収の方は口座振替を選択すること
もできます。

特別徴収は、確定賦課前に年金からの天引きが開始されるため、**4、6、8月は仮徴収として前年度の額を
もとに天引きし、その後、本徴収として、確定した年額から仮徴収済みの額を差し引いたものを、残りの
10、12、2月で按分して天引き**します。



令和8年8月以降の 医療機関等へのかかり方 についてのお知らせです

今回は **資格確認書** を『85歳以上の方全員』と『84歳以下でマイナ保険証
をお持ちでない方及び普段からご利用されていない方(※1)』にお送りします。

84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)には、
資格情報のお知らせ (A4サイズ)をお送りします。「資格情報のお知らせ」
とは、ご自身の被保険者資格を把握するためのものです。

医療機関等にかかるときは、**マイナ保険証または資格確認書**をご提示ください。

7月末までにご本人あてに届きます

資格確認書



資格情報のお知らせ



○ 令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上、マイナ保険証を利用されている方
- ② 概ね直近3ヶ月以内にマイナ保険証を利用されている方

		84歳以下	85歳以上
マイナ 保険証を 持っている	過去1年間で 6回以上かつ概ね 直近3ヶ月以内に 利用している	資格情報の お知らせ	資格確認書
	上記以外	資格確認書	
マイナ保険証を持っていない		資格確認書	資格確認書

マイナ保険証のご利用
状況は、お届けした
資格確認書または資格
情報のお知らせを作成
した時点の情報となり
ます。